

砥 部 町 議 会  
平 成 31 年 第 2 回 臨 時 会  
会 議 録



平成 31 年第 2 回砥部町議会臨時会 会議録

招集年月日	平成 31 年 4 月 26 日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 31 年 4 月 26 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 介護福祉課長 松下寛志	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 13 番 井上洋一 15 番 平岡文男		
傍 聴 者	2 人		

## 平成 31 年第 1 回砥部町議会臨時会 議事日程

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認について（砥部町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 5 承認第 2 号 専決処分第 2 号の承認について（砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 24 号 麻生小学校校舎空調設備整備工事（I 期工事）請負契約の締結について

日程第 7 議案第 25 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

日程第 8 議案第 26 号 平成 31 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 特別委員会の設置及び委員の選任について

・閉 会

平成 31 年第 2 回砥部町議会臨時会

平成 31 年 4 月 26 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（中島博志） ただいまから、平成 31 年第 2 回砥部町議会臨時会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成 31 年第 2 回臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。平成最後というふうなことでございまして、明日から 10 連休というふうなことで日本列島でいろんな問題を抱えておりますけれども、いよいよ 5 月の 1 日から令和の時代に入るというふうなことでございまして、この 10 連休が新しい元号を祝うような素晴らしい 10 連休になればというふうにも考えております。令和という名前につきましては、初めて万葉集の中から取られたというふうなことで、梅の宴の中で詠まれた句だというふうに詠まれておりました砥部町は町花が梅の花というふうなことでございまして、七折小梅の産地というふうなことでございまして、そういう意味で大変嬉しく思っておるところでございます。さて、本日は、10 月に予定されております消費税率の引上げに際し、低所得者及び子育て世帯に対しまして、税率引上げ直後の消費への影響を緩和させるとともに、町内における消費を喚起・下支えすることを目的として発行いたします、プレミアム付商品券の関係経費 3,988 万 9 千円を含む一般会計補正予算、そのほか、専決で改正した条例の承認が 2 件、麻生小学校のエアコン整備に伴う工事請負契約の締結が 1 件、そして、条例の一部改正を 1 件、ご提案をさせていただきます。この後、詳細ご説明をさせていただきますので、ご議決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶といたします。

○議長（中島博志） これより本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中島博志） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、13 番井上洋一君、15 番平岡文男君を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（中島博志） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る 4 月 19 日の開催の議会運営委員会において、本日 1 日としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中島博志） 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、3月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分第1号の承認について

日程第5 承認第2号 専決処分第2号の承認について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第4、承認第1号、専決処分第1号の承認について及び日程第5、承認第2号、専決処分第2号の承認についての2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） それでは、まず、承認第1号をご説明申し上げます。承認第1号をお手元にお願いいたします。承認第1号、専決処分第1号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成31年4月26日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは次の専決処分書をご覧ください。専決第1号、専決処分でございますが、平成31年3月29日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例及び砥部町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容でございますが、個人町民税における、ふるさと納税制度及び非課税措置住宅借入金等特別税額控除等の見直し、法人町民税における申告書の電子化に対する災害対応の見直し、軽自動車税における種別割のグリーン化特例、環境性能割特例の見直し、固定資産税における新築家屋の減額措置、被災住宅用地に対する課税表示の特例の見直しなどが主なものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で要点のみご説明させていただきます。それでは専決第1号、資料新旧対照表第1条改正から説明いたします。新旧対照表をお手元にお願いします。まず1ページと3ページから5ページをご覧ください。本則第34条の7、及び附則第7条の4から附則第9条の2までの改正につきましては、ふるさと納税の返礼品として、寄附金の3割以下で且つ、地場産品とする基準を明確に定め、基準に満たないものについては、寄附金控除の対象から外すこととしたことによる所要の措置でございます。次に申し訳ございませんが、2ページにお戻りください。附則第7条の3の2の改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を現在の10年から3年間延長し、その3年間については建物購入価格の3分の2パーセントと住宅ローンの年末残高の1パーセントのいずれか少ない金額を税額控除することとしたことによる所要の措置でございます。6ページから8ページをご覧ください。附則第10条の2につきましては、わがまち特例に関する条文であります。こちらは法律の項ずれに伴う改正であります。8ペ

ージから 10 ページをご覧ください。附則第 10 条の 3 につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けるための申告に関する条文であります。高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋にかかる税額の減額措置を第 6 項として追加し、それ以下の項を繰り下げています。また合わせて法律の項ずれに伴う改正も行っています。11 ページから 13 ページをご覧ください。附則第 10 条の 4 につきましては、熊本地震の被災住宅用地にかかる課税標準の特例措置の拡充に伴う申告について新たな条文を追加しています。つづいて 13 から 17 ページと 25 から 33 ページをご覧ください。附則 16 条及び 16 条の 2 につきましては軽自動車税の税率の特例ということで、本条例の第 1 条改正から第 4 条改正にかけて改正を行っております。これは軽自動車税種別割のグリーン化特例による軽自動車税の軽減について平成 32 年度から 35 年度まで段階的に施行するための所要の措置でございます。20 ページをご覧ください。つづいて第 2 条改正をご説明させていただきます。本則第 36 条の 2 につきましては第 7 項に住民税申告書の記載事項の簡素化について条文を追加いたしました。これに伴い 23 ページの本則 36 条の 4 の項ずれを改正いたしました。23 ページから 25 ページをご覧ください。附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 につきましては、環境性能割の特例についての条文ですが、消費税増税後 1 年間に限り自家用乗車の税率を 1 パーセント軽減するものであります。30 ページをご覧ください。つづいて、第 3 条改正をご説明させていただきます。本則第 24 条につきましては個人の町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者、俗にいう未婚のひとり親等がありますが、これを追加するものであります。この改正に伴い、20 ページ、21 ページの本則第 36 条の 3 の 2 と第 36 条の 3 の 3 で規定する給与と年金の扶養親族申告書に単身児童扶養者の項目が追加されました。35 ページから 39 ページをご覧ください。つづいて、第 5 条改正をご説明させていただきます。本則第 48 条は、法人町民税における大法人の電子申告義務化に対し、システム障害時は電子申告義務を解除するという猶予措置を設けるための所要の措置でございます。以上で本則第 1 条から第 5 条までの改正内容の説明を終わります。それでは専決処分書にお戻りください。専決処分書の 9 ページをお願いします。附則でございますが、附則第 1 条は施行期日について、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行します。ただし、ふるさと納税制度については平成 31 年 6 月 1 日から、軽自動車税における環境性能割の特例については、平成 31 年 10 月 1 日から、種別割のグリーン化特例については、平成 31 年 10 月 1 日及び平成 33 年 4 月 1 日から、個人町民税における住民税申告書の記載事項の簡素化については、平成 32 年 1 月 1 日から、単身児童扶養者の非課税措置については平成 32 年 1 月 1 日及び平成 33 年 1 月 1 日から、法人町民税における申告書の電子化に対する災害対応については、平成 32 年 4 月 1 日から施行します。また附則第 2 条から第 7 条にかけて町民税、固定資産税、軽自動車税について、今回の条例改正に伴う経過措置がうたわれています。以上で承認第 1 号の説明を終わらせていただきます。続きまして、承認第 2 号をご説明申し上げます。お手元に承認第 2 号をお願いいたします。承認第 2 号、専決処分第 2 号の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成 31 年 4 月 26 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第 2 号、専決処分でございますが、平成 31 年 3 月 29 日

付けで地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容の主なものは国民健康保険税の課税限度額の見直し、及び軽減判定所得の見直しについてでございます。それでは、新旧対照表により説明させていただきます。専決第 2 号資料の 1 ページをご覧ください。第 2 条課税額につきましては第 2 項で、基礎課税額の限度額が 58 万円から 61 万円に改正されたことに伴い、規定の整理を行ったものです。続きまして 1 ページの下段をご覧ください。第 23 条国民健康保険税の減額につきましては、第 2 条同様、基礎課税額の限度額改正に伴い、それぞれ 58 万円から 61 万円に改める規定の整理を行ったものです。次に裏面の 2 ページをご覧ください。同条第 2 号では、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、基準額が改正されたことに伴い、現行の 27 万 5 千円から 28 万円に、同条第 3 号では 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、現行の 50 万円から 51 万円に改める規定の整理を行ったものでございます。以上で本則の改正内容の説明を終わります。専決処分書にお戻りください。附則でございしますが、附則第 1 項では、施行規則について、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。附則第 2 項では、適用区分について、改正規定は平成 31 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 31 年度分までの国民健康保険税についてはなお、従前の例によることとしています。以上で承認第 2 号の説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は 1 件ごとに行います。承認第 1 号、専決処分第 1 号の承認について討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

承認第 1 号の採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第 1 号は、承認することに決定しました。

○議長（中島博志） 承認第 2 号、専決処分第 2 号の承認について討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

承認第 2 号の採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第 2 号は、承認することに決定しました。



日程第6 議案第24号 麻生小学校校舎空調設備整備工事I期工事請負契約  
の締結について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第6、議案第24号、麻生小学校校舎空調設備整備工事I期工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) それでは、麻生小学校校舎空調設備整備工事I期工事請負契約の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。議案第24号をお手元にお願いをいたします。議案第24号、麻生小学校校舎空調設備整備工事I期工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。平成31年4月26日提出、砥部町長佐川秀紀。契約の目的でございます。麻生小学校校舎空調設備整備工事I期工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額につきましては5,134万1,040円うち消費税及び地方消費税の額が380万3,040円。契約の相手方でございます。松山市井門町190番地1、株式会社戒田商事、代表取締役戒田督。提案の理由でございますが、麻生小学校校舎空調設備整備工事I期工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、提案をするものでございます。それではお手元の議案第24号の資料をご覧くださいと思います。一般競争入札の状況につきましてご説明をさせていただきます。この表の括弧につきましては消費税を抜いた金額でございます。本件につきましては、4月15日に改札を行いました。予定価格が税込みで5,704万5,600円、低入札調査基準価格が税込みで5,134万1,040円でございます。ご覧の3者による競争の結果、3者とも税込みで5,134万1,040円を提示をいたしました。この価格につきましては予定価格内で且つ低入札調査基準価格を下回らなかったため、くじ引きにより株式会社戒田商事が落札したものでございます。落札率は90パーセントでございます。裏面をご覧ください。平成31年4月17日に同者と5,134万1,040円で仮契約を結びました。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(中島博志) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(中島博志) 全員起立です。ご着席ください。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第7 議案第25号 砥部町介護保険条例の一部改正について**  
**(説明、質疑、討論、採決)**

○議長（中島博志） 日程第7、議案第25号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 議案第25号、砥部町介護保険条例の一部改正について、ご説明いたします。お手元に議案書と新旧対照表をご用意ください。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年4月26日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の裏面をお願いいたします。提案理由でございますが、介護保険法の改正に伴い、平成27年4月から段階的に低所得者の第1号保険料の軽減強化が図られており、平成31年3月27日に平成31年度政府予算が成立したことから、今年度の軽減税率に合わせた改正を行うものでございます。内容についてご説明いたしますので、議案第25号、資料新旧対照表をご覧ください。まず、現行の欄をご覧ください。第4条第2項で平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万4,700円とすると定めております。左側改正案をご覧ください。第4条第2項で下線の部分のとおり、平成30年度に改めまして、3万4,700円の保険料率を適用する年度を、平成30年度としております。次に、平成31年度の保険料については、第3項から第5項で規定してしております。第3項で第1段階の保険料を2万8,900円とし、第4項で第2段階の保険料を4万8,200円、第5項で第3段階の保険料を5万5,900円に改正してしております。平成32年度の保険料率につきましては、今回と同様に上位法の改正があり次第、提案いたします。議案書表にお戻りください。附則をご覧ください。施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の砥部町介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。次に適用区分でございますが、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。以上で議案第25号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案25号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第8 議案第26号 平成31年度砥部町一般会計補正予算(第1号)

### (説明、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第8、議案第26号、平成31年度砥部町一般会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) 一般会計の補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。一般会計補正予算書の1ページをお開きください。議案第26号、平成31年度砥部町一般会計補正予算第1号、平成31年度砥部町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,346万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億1,010万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成31年4月26日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお開きいただけますでしょうか。歳出につきましてご説明をいたします。2款の総務費でございますが、250万円を追加し、9億6,529万6千円とするものでございます。玉谷区の神輿の購入費を補助するため、一般コミュニティ助成事業費交付金を追加いたしました。3款民生費でございますが、3,988万9千円を追加し、30億3,534万2千円とするものでございます。プレミアム付商品券の交付に関する経費を追加をいたしました。7款商工費でございますが、108万円追加をいたしまして、2億5,872万5千円といたしました。砥部焼伝統産業会館の吸収式冷温水機の修繕工事を行うため追加をいたしました。歳入でございますが、2ページをご覧くださいと思います。14款の国庫支出金を3,988万9千円、19款の繰越金を108万円、20款の諸収入を250万円追加をするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番(佐々木隆雄) プレミアム付商品券についてももう一度確認をしていただきたいと思っております。対象者についてですね、それぞれ何人ぐらいの方がおいでなのかお願いします。

○議長(中島博志) 大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) 佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。対象者ということでございますけれども、住民税の非課税者が約4,500人、そして3歳未満の子どもさんですね、約500人程度と見込んでおるものでございます。

○議長(中島博志) 6番佐々木隆雄君。

○6番(佐々木隆雄) これは、10月以降1年間でしたですかね、それです、今消費税の引き上げについて全国的にはいろいろ反対の運動も起きてますし、先日は羽生田さんが個人的な意見ではあるんですけども、なんか難しそうだなみたいな話もあって、この消費税の10月からの引き上げについては非常に流動性があるんじゃないかというふうに私は思っております。もし、消費税が導入されない場合には、これはどうなるんですか。

○議長(中島博志) 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。消費税が改正され

ない場合でも、政府予算は確定しておりますので予定通り実施いたします。

○議長（中島博志）質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」]

○議長（中島博志）討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志）全員起立です。ご着席ください。

よって議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第9 特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（中島博志） 日程第9、特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会改革について調査・検討するため、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託し調査をすることにしたいと思っております。これにご意義ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議会改革について調査・検討するため、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託し調査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました、議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり、指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議会改革特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長（中島博志） ここでしばらく休憩します。

休憩時間を利用して議会改革特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前10時6分 休憩

午前10時7分 再開

○議長（中島博志） 再開します。議会改革特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので、ご報告します。議会改革特別委員会委員長に、三谷喜好君が、副委員長に

松崎浩司君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。これで本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長の挨拶を願ひます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、慎重にご審議を賜り、ご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました案件につきましては、適正に執行し、今後とも町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。さて、本日はまさに平成最後の町議会でした。議員の皆様、そして町民の皆様には、来る新しい令和の時代におきましても、町政の進展、地域の発展により一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、平成31年第2回砥部町議会臨時会を閉会します。

午前10時9分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議長

議員

議員

# 資料

平成31年4月26日

議会改革特別委員会 委員名簿

| 役 職     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 三 谷 喜 好 |
| 副 委 員 長 | 松 崎 浩 司 |
| 委 員     | 原 田 公 夫 |
| 委 員     | 菊 池 伸 二 |
| 委 員     | 佐々木 隆 雄 |
| 委 員     | 政 岡 洋三郎 |